

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「就業手当又は」を削る。

第22条第 1 項中「第56条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「第56条の 3 第 1 項第 1 号」に、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。